

日立市指定相当訪問（通所）型サービスに要する

費用の額の算定に関する基準

（令和6年4月施行）

1 指定相当訪問（通所）型サービスに要する費用の額の算定に関する基準

- (1) 日立市指定相当訪問（通所）型サービスに要する費用の額は、日立市介護予防・日常生活支援総合事業費単位数サービスコード表により算定する。
- (2) 日立市指定相当訪問（通所）型サービスに要する費用の額は、(1)の規定により算定された単位数に、2に定める単価を乗じて算定するものとする。
 - ※ 日立市に所在する事業所は、地域区分5級地（10%）で算定する。
 - ※ 市外の事業所を利用した場合についても、日立市の地域区分に応じて算定する。
 - ※ 訪問（通所）型サービスに要する費用の額を算定した場合に、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。
- (3) なお、住所地特例対象者のサービス利用に係る算定については、施設所在地市町村の定める単位及び地域区分による。

2 地域区分・サービス種類ごとの1単位の単価

（単位：円）

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
上乗せ割合	20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
訪問型サービス	11.40	11.12	11.05	10.84	10.70	10.42	10.21	10.0
通所型サービス	10.90	10.72	10.68	10.54	10.45	10.27	10.14	10.0

3 指定相当訪問型サービス費（独自）

介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号）別表単位数表の1 訪問型サービス費に定めるところに準じるものとする。

4 指定相当通所型サービス費（独自）

介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準別表単位数表の2 通所型サービス費に定めるところに準じるものとする。

以上